

# 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 (平成27年3月13日提出) の概要 1

弁護士 谷山 智光

## 第1 改正の経緯と内容

平成27年3月13日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会に提出された(本稿脱稿時には未成立。)

改正がなされる契機として、厚労省元局長無罪事件及び同事件における大阪地検特捜部検察官による証拠改ざん事件があったことは無視できない。その後、検察の在り方検討会議、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会を経て、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」が取りまとめられ、上記改正案となった。しかしながら、改正案の内容は、上記各事件の反省が十分に生かされていないものとなっている。

改正案の内容として、①一部事件における取調べの録音・録画制度の導入、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度・刑事免責制度の導入、③通信傍受の合理化・効率化、④裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、⑤被疑者国選弁護対象事件の拡大等弁護人による援助の充実化、⑥証拠一覧表の交付手続の導入等証拠開示制度の拡充、⑦犯罪被害者等・証人を保護するための措置、⑧証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ、⑨自白事件の簡易迅速な処理のための措置が挙げられる。

本稿では、紙面の都合上、①④⑤⑥を取り上げ、その余は次稿以降で取り上げることにする。

## 第2 一部事件における取調べの録音・録画制度の導入

### 1 取調べ等の録音・録画義務

#### (1) 原則

検察官又は検察事務官は裁判員裁判対象事件又は検察官独自捜査事件について、司法警察員は裁判員裁判対象事件について、それぞれ逮捕・勾留されている被疑者の取調べや弁解の機会の付与の際には、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない(301条の2第4項)。裁判員裁判対象外事件(検察官独自捜査事件は除く。)の取調べ、在宅被疑者や参考人の取調べは、法律上は録

音・録画の対象とならない。起訴事件数の約98%が裁判員裁判対象外事件であること、検察官独自捜査事件は年間100件(起訴事件数の約0.1%)程度と言われていることからすると狭きに失する。取調べの適性確保の必要性はいかなる事件であっても変わらないのであるから、このような対象事件の限定は不当と言わざるを得ない。この点、上記「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」においても、附帯事項として、「制度の対象とされていない取調べであっても、…実務上の運用において、可能な限り、幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされていくことを強く期待する。」と明記されている。

#### (2) 例外

機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき(4項1号)、被疑者の拒否その他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき(2号)、指定暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき(3号)、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述等が明らかにされた場合には、被疑者若しくはその親族の身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき(4号)は、記録の必要はない。

#### 2 記録媒体の取調べ請求

検察官は、裁判員裁判対象事件又は検察官独自捜査事件について、被告人の自白調書の取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が任意性を争った場合には、任意性立証のため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における録音及び録画の記録媒体の取調べを請求しなければならない(1項本文)。但し、4項各号に該当することにより記録が行われなかった場合その他やむを得ない事情により記録媒体が存在しないときは、この限りでない(1項但書)。

検察官が、1項の規定に違反して、記録媒体の取調べを請求しない場合には、裁判所は自白調書の取調べ請求を却下しなければならない(2項)。

## 第3 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

裁量保釈に関する規定である90条に、逃亡又は罪証

隠滅のおそれの程度のほか、身体拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情といった考慮事情が規定された。この点、上記「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」では、附帯事項として、「現行法上確立している解釈の確認的な規定として掲げているもの」としているが、とりわけ「防御の準備上の不利益」が法律上明記されたことは意味があるろう。

#### 第4 被疑者国選弁護対象事件の拡大等弁護人による援助の充実化

##### 1 被疑者国選弁護対象事件の拡大

被疑者国選弁護対象事件が、被疑者に対して勾留状が発せられている全事件に拡大された。したがって、これまで被疑者国選弁護対象外であった暴行罪(刑法208条)や住居侵入罪(刑法130条前段)でも国選弁護人が選任されることになる。

##### 2 弁護人の選任に係る事項の教示

弁護人選任権の告知(例えば203条1項)にあたって、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならないとされた。

#### 第5 証拠一覧表の交付手続の導入等証拠開示制度の拡充

##### 1 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象に、共犯者の身体拘束中の取調べについての取調べ状況報告書(316条の15第1項8号)、検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面(9号)、類型証拠として開示すべき証拠物の押収手続記録書面(2項)が追加された。

##### 2 証拠一覧表の交付制度

検察官は、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならず(316条の14第2項)、証拠一覧表の交付後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、当該証拠の一覧表を交付しなければならない(5項)。

証拠一覧表には、証拠物については品名・数量を、供述録取書には標目・作成年月日・供述者氏名を、供述録取書以外の証拠書類には標目・作成年月日・作成者氏名を、それぞれ記載しなければならない(3項)。この点、証拠の要旨の記載は求められていな

い。「供述調書」「実況見分調書」「捜査報告書」といった標目のみでは、その内容を知ることができないから、証拠開示としては不十分と言わざるを得ない。

また、検察官は、人の身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑させる行為がなされるおそれ(4項1号)、人の名誉・社会生活の平穏が著しく害されるおそれ(2号)、犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれがあると認めるもの(3号)は証拠一覧表に記載しないことができる。

##### 3 公判前整理手続等の請求権

上記のような類型証拠開示や証拠一覧表の交付は、公判前整理手続又は期日間整理手続に付されることが前提であるところ、検察官、被告人又は弁護人に公判前整理手続(316条の2)・期日間整理手続(316条の28)の請求権が付与された。もっとも、整理手続に付するかどうかは裁判所の判断であり、整理手続に付さないとの判断に対する不服申立ては認められない。